平成２９年（フ）第３６４号
静岡県沼津市東椎路1299番地の６
破産者　鈴木　勝則
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
静岡県御殿場市茱萸沢1292番地の１　丸太橋ハイツＢ103、前住所静岡県御殿場市竈1076番地の10
破産者　佐伯　淳二
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
愛知県一宮市昭和２丁目14番27号　Ｋグレース102号
破産者　松野　幸子
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４６２号
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口53番地の９
破産者　栗林　　勝
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２７２号
和歌山市神前381番地７　メゾンエスポワール103号、申立時の住所和歌山県岩出市桜台360番地
破産者　津越　初実（旧姓皆川・中彌）
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３３６号
和歌山市布施屋628番地４
破産者　木村真生子
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５１号
広島県三原市糸崎５丁目１番10―301号
破産者　神谷　庄太
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第９２６号
福岡市東区馬出５丁目28番２号、住民票上の住所福岡県糟屋郡粕屋町原町２丁目６番１―102号　グレイス松浦
破産者　徳永　伸二
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６５４号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸２丁目13番地１　アーバンハイツ那珂川105号
破産者　山本加奈子
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８４９号
福岡県古賀市中央１丁目６番26号
破産者　Ｒｉｎ整体院こと　林　慎一郎
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８９７号
福岡市博多区板付６丁目４番22―101号
破産者　佐藤　美喜
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５２号
福岡市西区姪の浜４丁目21番27―502号、前住所広島市中区舟入本町２番13―1003号
破産者　川上　　篤
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０７１号
福岡市博多区麦野４丁目36番12―402号、配偶者住所福岡市東区香椎駅前１丁目３番15―810号
破産者　庄崎　英俊
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２６４号
釧路市米町２丁目６番３号、事業所の所在地北海道釧路郡釧路町字別保原野南25線45―９
破産者　本間利夫司法書士事務所こと　本間　利夫
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２２８号
茨城県かすみがうら市下稲吉1751番地25
破産者　宮本　早苗（開始決定時の姓上田）
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３０８号
東京都豊島区千早２丁目17番７号　マルシャンドリタジマ202号、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市境386番地６
破産者　関根　直人
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２３２号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹３丁目８番43号
破産者　大塚　　一
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８０１号
横浜市中区長者町４丁目10番地９　ベスト伊勢佐木長者町704号室
破産者　加藤　琢磨
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部